



総務省の行政相談

問 総務課 防災庶務班

☎773・6660

✉syomu@city.

minamiuonuma.lg.jp

行政相談は、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の行政に関する相談を聞き、制度や運営の改善に生かすための仕組みです。

国の行政手続きなどに疑問や意見がありましたら、行政相談委員にご相談ください。

定例相談

日 毎月第3水曜日

午後1時～3時

会 本庁舎 南分館

※個人的なトラブルや地方自治体に関する事務、政治的な課題は除きます

弁護士による
無料法律相談

問・申 消費生活センター

☎772・2541

マルチ商法や資格商法による消費者トラブル、多重債

務、不動産、相続、離婚などの法律問題に、弁護士が無料で相談に応じます。

日 4月15日(月)、18日(木)

午後1時30分～4時

会 塩沢市民センター

定 5人(1人約30分)

申 4月12日(金) 正午

申 電話でご予約ください(受付・午前9時～午後4時)

※弁護士との相談時間を有効に使えるよう、申し込み時内容によっては、お受けできない場合があります



犯罪被害者等見舞金を
支給します

問 総務課 防災庶務班

☎773・6660

✉syomu@city.

minamiuonuma.lg.jp

犯罪によって亡くなられた人の遺族や重傷病を負った人の経済的負担を軽減し、日常生活の早期回復を支援するた

め、犯罪被害者等見舞金支給事業を開始します。

遺族見舞金

対 犯罪行為で亡くなられた人の遺族

支給額 30万円

重傷病見舞金

対 犯罪行為による負傷や疾病で1か月以上の療養と通算

3日以上入院(精神疾患の場合は3日以上)の休職など)が必要と医師に診断された人

支給額 10万円

共通事項

対象者の住所要件

・ 犯罪発生時に新潟県内に住所がある。

・ 見舞金申請時に市内に住所がある。

見舞金支給対象の犯罪行為

・ 原則として1年以内に発生した犯罪である。

・ 警察に犯罪被害が認知されている。

他

・ 警察などの関係機関に犯罪被害について照会を行うことがあります。

・ 支給要件や支給手続きなど詳しくは、お問い合わせください。

災害に備えて 防災コーナー

【問合せ】 総務課 防災庶務班 ☎773・6660

浸水深「電柱標識」を設置しました

市では、災害リスクなどを実際に現地で確認できる「防災見える化」事業を推進しています。この事業の一環として、六日町市街地やJR浦佐駅周辺に、河川が氾濫した場合に想定される浸水深と避難場所を表示した「電柱標識」を設置しました。水害に備えて、ぜひご確認ください。

今年度も引き続き、電柱標識を設置していきます。

